

# 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する 特定基地局の開設計画に係る認定について

平成26年6月25日  
情報流通行政局

# V-lowマルチメディア放送の概要

○ 地上テレビ放送のデジタル化で生み出された周波数を利用して導入する、携帯端末等に、映像・音声・データ等の様々な情報を、柔軟に組み合わせて送信する地域向けの放送サービス

- ▶ 平成24年～ 実証実験(宮城、喜多方、逗子・葉山・鎌倉、近畿、福岡)
- ▶ 平成25年9月 周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針の公表
- ▶ 平成25年12月 制度整備
- ▶ 平成25年12月  
～平成26年2月 ハード事業者(開設計画)の認定申請受付

## 【サービスイメージ】

### デジタルラジオ

- ・ ラジオをクリアな音声で提供



### 地域情報・災害情報

- ・ 詳細な地域情報、輻輳のない放送の特性を活かした迅速な災害情報の提供



### 交通情報

- ・ 詳細な道路・交通情報・周辺地域情報の提供
- ・ 災害時のドライバーへの情報提供

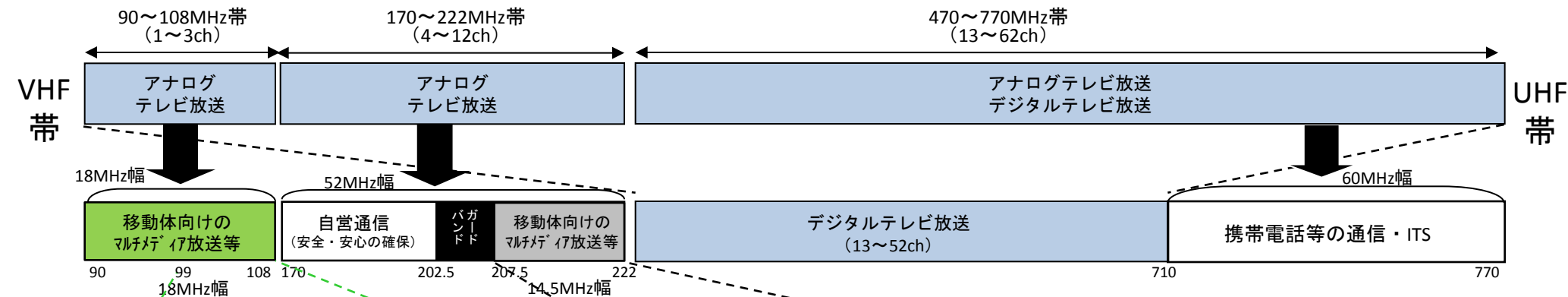


### 電子チラシ・サイネージ等

- ・ タブレット等への電子チラシやバス内・街中等にあるサイネージへの情報等を提供



# V-Lowマルチメディア放送の周波数帯域



## V-Low (99MHz~108MHz)

- 車載器や携帯端末での受信が中心
- 地域向けの放送
- 無料放送が中心

## V-High (207.5MHz~222MHz)

- 携帯端末での受信が中心
- 全国一律の放送
- 有料エンターテイメント分野の番組が中心

# 特定基地局の開設に関する指針(ハード事業関係)

## 1. 特定基地局の範囲

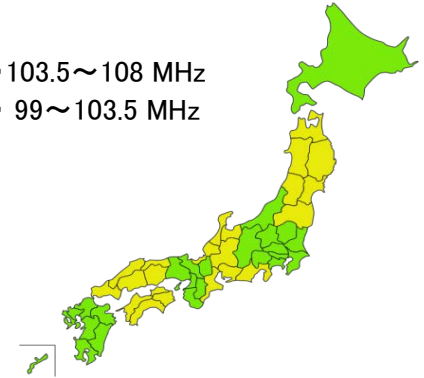
移動受信用地上基幹放送に係る無線設備を使用して放送局設備供給役務の提供を行う放送局のうち、下記2の周波数を使用するもの。

## 2. 使用させることとする周波数

(1) 99MHz～108MHz以下の周波数

(2) 周波数の使用区域は、次に掲げる区域とする。

- ・ 99MHz～103.5MHz以下 : 東北広域圏、東海・北陸広域圏及び中国・四国広域圏
- ・ 103.5MHz～108MHz以下 : 近畿広域圏、関東・甲信越広域圏、九州・沖縄広域圏及び北海道



## 3. 特定基地局の配置及び開設時期

(1) 5年以内に、次の世帯カバー率の要件を満たすように特定基地局を配置し、開設しなければならない。

- ・ 関東・甲信越、近畿 : 80%以上
- ・ 北海道、東海・北陸、九州・沖縄 : 70%以上
- ・ 東北、中国・四国 : 60%以上

かつ、各都府県毎に50%以上

cf. ・V-High : 5年以内に全国 90%以上

かつ 総通局の区域毎に70%以上  
・通信 : " 総通局の区域毎に50%以上

(注)通信は人口カバー率

(2) 5年以内に、次の要件を満たすように特定基地局を配置し、開設しなければならない。

- ① 放送対象地域内の駅カバー率が50%以上
- ② 放送対象地域内の道路施設(サービスエリア・パーキングエリア)カバー率が50%以上

(3) 放送対象地域内において、放送があまねく受信できるように努めるものとする。

## 4. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

同一の送信の方式を用いて同一の放送番組を同一周波数の電波で送信しなければならない。

## 5. その他必要な事項

(1) 申請することができる周波数の帯域幅は、4.5MHzとし、セグメント数は9とする。

(2) 別表の要件について要件審査を行い、要件を満たす申請が1の場合は当該申請に対して(放送対象地域ごとに)認定を行う。

要件を満たす申請が2以上の場合には、比較審査として要件への適合の度合いが最も高い1の申請に対して認定を行う。

## 1 開設計画の適切性及び計画実施の確実性

### (1) 特定基地局の整備計画に関する事項

- ・特定基地局の配置及び開設時期に関する事項のうち世帯カバー率並びに駅カバー率及び道路施設カバー率の要件を満たす合理的かつ具体的な整備計画を有していること
- ・特定基地局により行われる放送があまねく受信できるように努めるものとする旨の整備計画を有していること

### (2) 受信設備の普及に関する事項

- ・受信設備を放送対象地域内に普及させるための合理的かつ具体的な計画を有していること

### (3) 放送局設備供給役務の提供に関する事項

- ・放送局設備供給役務の料金その他の提供条件の設定が法令に照らし適正なものになると見込まれること
- ・その他認定基幹放送事業者の円滑な運営のための取組に関する合理的かつ具体的な計画を有していること

### (4) 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項

- ・開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力を有していること
- ・財務的基礎を有していること
- ・技術的能力を有していること 等

## 2 混信等の防止

- ・既設の無線局等への混信を防止するための技術の導入及び対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること

## 3 電波の能率的な利用の確保

- ・電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していること

## 4 その他

- ・放送局設備供給役務の提供を行うことが放送の普及及び健全な発達に寄与すること

# 申請のあった開設計画の概要

# 開設計画の認定申請の受付結果について

## 概要

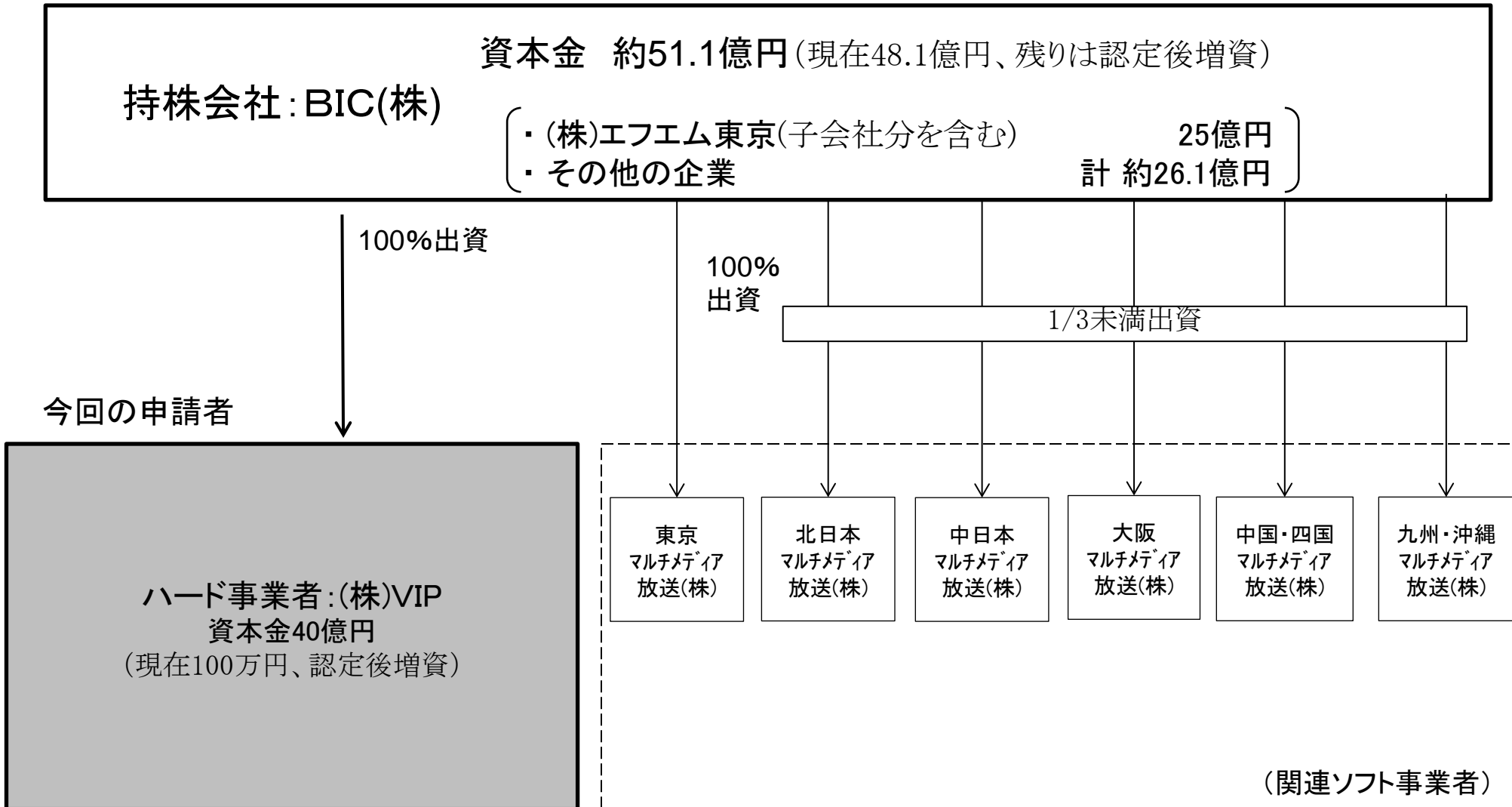
- V-Lowマルチメディア放送に関し、平成25年12月25日(水)から平成26年2月3日(月)までの間、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る認定の申請を受付。
- これに対し、以下の1者から全国7ブロック(北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄)の全てについて申請があった。

## 申請者

申請者	(株)VIP 代表取締役社長 千代 勝美	※ 平成26年1月16日設立 (株)エフエム東京代表取締役社長
出資者	(株)エフエム東京	100%



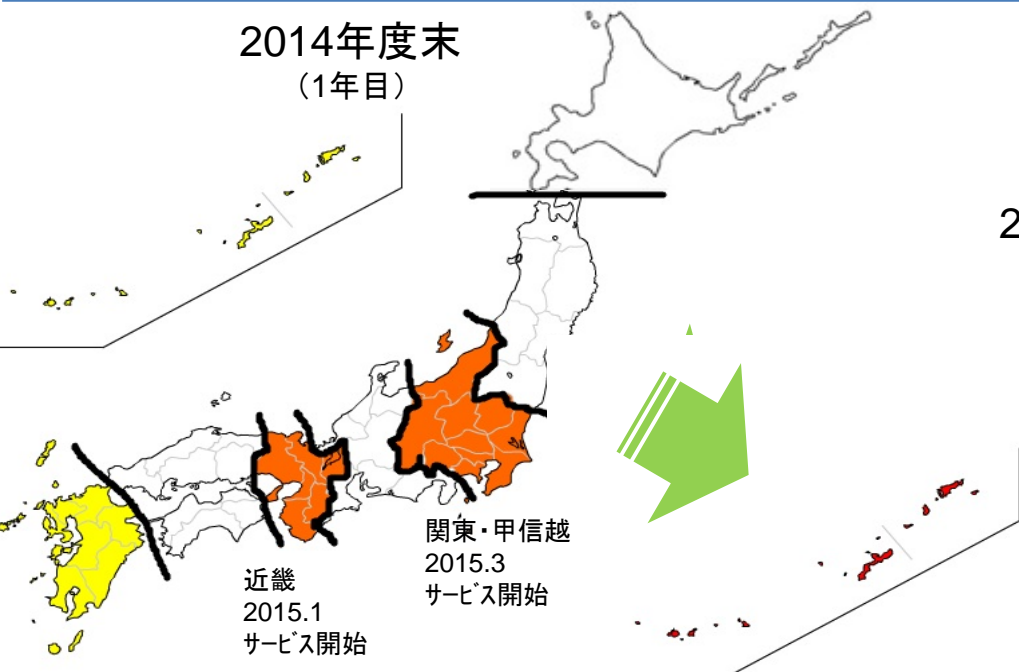
## ○申請者(出資構成)



※ ハード開設計画認定の後、ソフト事業の認定申請を受付予定。

# ハード整備の進捗と世帯カバー率

2014年度末  
(1年目)



九州・沖縄  
2014.11  
サービス開始  
(福岡から)

近畿  
2015.1  
サービス開始

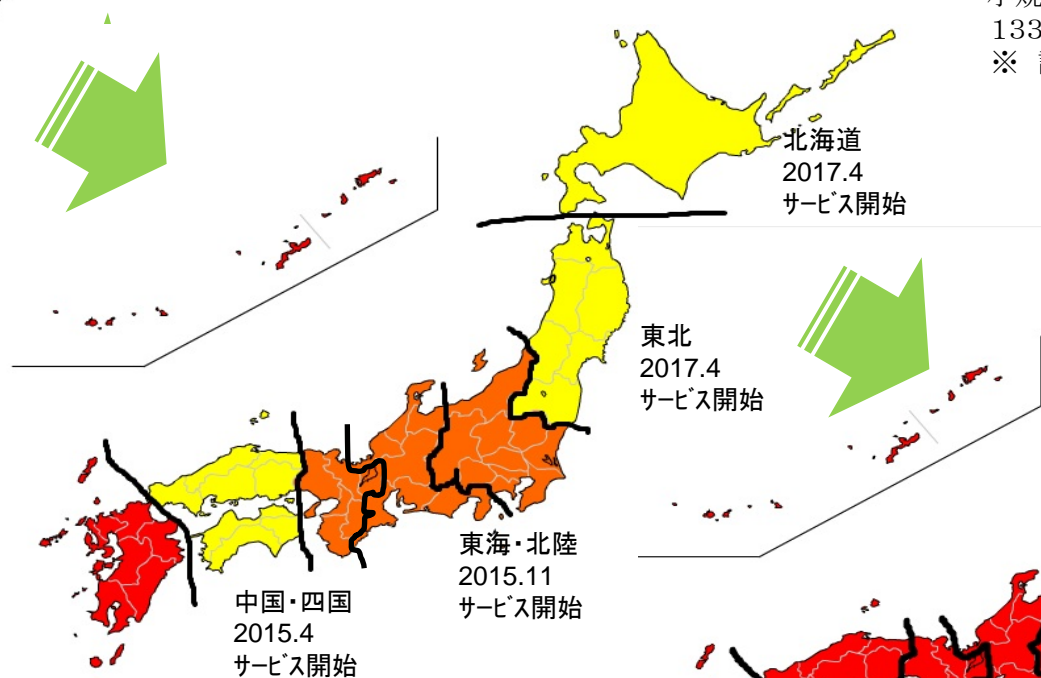
関東・甲信越  
2015.3  
サービス開始

カバー率0~50%

カバー率50%以上

開設指針で求めるカバー率以上

2016~2017年度  
(3~4年目)



北海道  
2017.4  
サービス開始

東北  
2017.4  
サービス開始

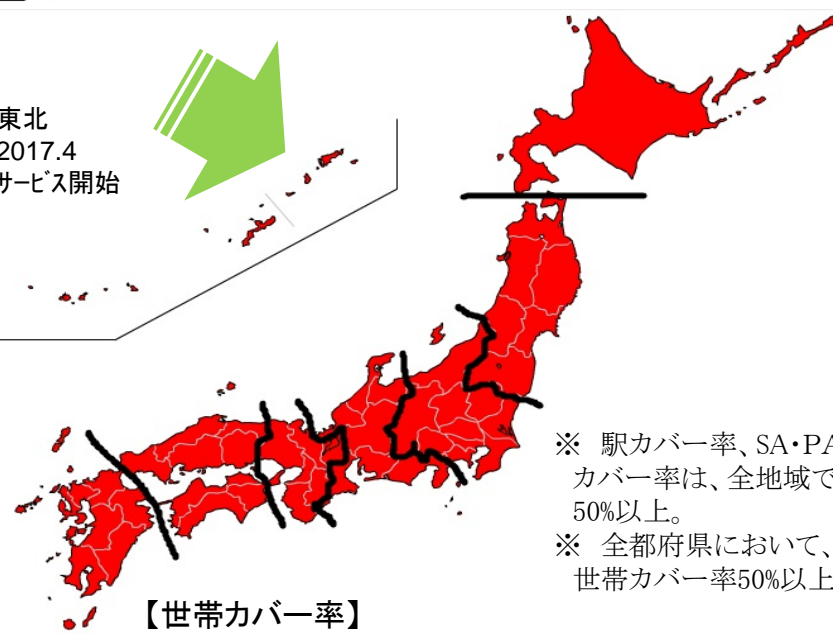
中国・四国  
2015.4  
サービス開始

東海・北陸  
2015.11  
サービス開始

【5年間の置局数】

- ・大規模・中規模の特定基地局 62局
- ・小規模特定基地局(高速道路のSA・PA) 133局
- ※ 設備投資総額 : 174億円

2018年度末  
(5年目)



※ 駅カバー率、SA・PA  
カバー率は、全地域で  
50%以上。  
※ 全都府県において、  
世帯カバー率50%以上。

【世帯カバー率】

九州・沖縄	31.3%
近畿	68.9%
関東・甲信越	61.6%

【世帯カバー率】

九州・沖縄	72.1%	関東・甲信越	75.1%
中国・四国	10.0%	東北	19.8%
近畿	73.1%	北海道	47.9%
東海・北陸	60.4%		

【世帯カバー率】

九州・沖縄	72.1%	関東・甲信越	89.1%
中国・四国	60.1%	東北	60.1%
近畿	80.6%	北海道	72.4%
東海・北陸	72.5%		

## 【主な受信端末と普及見込み】



スマホ／タブレット  
(5年間で983万台)



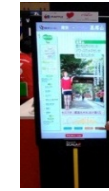
Wi-Fiチューナー  
(5年間で69万台)  
※7年間で100万台無償配布



車載器  
(5年間で70万台)



簡易端末



デジタル  
サイネージ

## 【サービスイメージ】

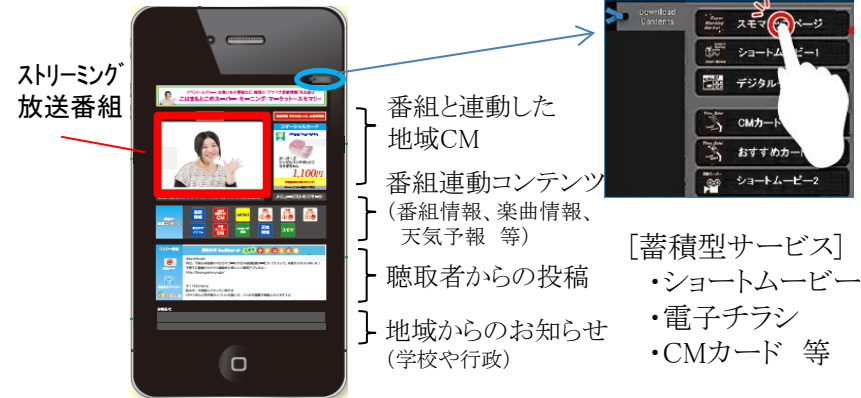
### チャンネルV (Vehicle)

- ・ 5.1chサラウンド音楽
- ・ 道路交通情報、SA・PAその他地域情報



### チャンネルLo (Logistics)

- ・ 音声+各種データ(リアルタイム型、蓄積型)
- ・ 高音質音楽



※ コンテンツは、今後のソフト事業者の認定により定まる。

※ (株)VIPは、各地域に割り当てられた9セグメントのうち6セグメントは、総務大臣認定を前提に関連会社(ソフト会社)の利用を想定。

# 審査の概要

# 開設指針別表第二に規定する認定の要件(絶対審査基準)

1	開設計画の適切性及び計画実施の確実性	
	(1) 特定基地局の整備計画に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>特定基地局の配置及び開設時期に関する事項のうち世帯カバー率並びに駅カバー率及び道路施設カバー率の要件を満たす合理的かつ具体的な整備計画を有していること ……資料①</li> <li>特定基地局により行われる放送があまねく受信できるように努めるものとする旨の整備計画を有していること</li> </ul>	適
	(2) 受信設備の普及に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>受信設備を放送対象地域内に普及させるための合理的かつ具体的な計画を有していること ……資料②</li> </ul>	適
	(3) 放送局設備供給役務の提供に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>放送局設備供給役務の料金その他の提供条件の設定が法令に照らし適正なものになると見込まれること</li> <li>その他認定基幹放送事業者の円滑な運営のための取組に関する合理的かつ具体的な計画を有していること</li> </ul>	適
	(4) 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>財務的基礎を有していること 等 ……資料③</li> </ul>	適
2	混信等の防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>既設の無線局等への混信を防止するための技術の導入及び対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること ……資料④</li> </ul>	適
3	電波の能率的な利用の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していること</li> </ul>	適
4	その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>放送局設備供給役務の提供を行うことが放送の普及及び健全な発達に寄与すること</li> </ul>	適

⇒ 絶対審査基準(最低限満たすべき基準)の各項目に適合していることを確認。

■本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項(開設指針別表第二第一項第一号)

審査項目	記載事項の概要						審査概要・考え方	審査結果		
<p>第三項第一号から第三号までの要件を満たし、広範な地域において本開設指針の対象とする特定基地局により行われる放送の受信を可能とするための合理的かつ具体的な当該特定基地局の整備計画を有していること。(開設指針別表第二第一項第一号(-))</p>	① 放送対象地域毎の世帯カバー率						<p>申請者は、開設計画の認定の日から5年以内に、各放送対象地域において順次特定基地局を整備し、これらの特定基地局によって、</p> <p>①各放送対象地域において、右表に掲げる数値以上</p> <p>②各放送対象地域内の都府県において、50%以上</p> <p>③各放送対象地域内の鉄道駅の50%以上</p> <p>④各放送対象地域内のサービスエリア・パーキングエリアの50%以上</p> <p>というカバー率の要件を満たす計画であることから、合理的かつ具体的な特定基地局の整備計画を有していると認められる。</p>	適		
	大規模・中規模の特定基地局※の開設数(括弧内累計)								認定から5年以内に求めるカバー率	
			2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末			2018年度末	
	九州・沖縄 (584万世帯)	3(3) 31.3%	9(12) 72.1%	0(12) 72.1%	0(12) 72.1%	0(12) 72.1%			70%	
	中国・四国 (462万世帯)	0(0) 0%	0(0) 0%	0(0) 0%	1(1) 10.0%	15(16) 60.1%			60%	
	近畿 (865万世帯)	1(1) 68.9%	1(2) 73.1%	0(2) 73.1%	0(2) 73.1%	2(4) 80.6%			80%	
	東海・北陸 (688万世帯)	0(0) 0%	1(1) 46.3%	3(4) 60.4%	0(4) 60.4%	4(8) 72.5%			70%	
	関東・甲信越 (2015万世帯)	1(1) 61.1%	1(2) 75.1%	0(2) 75.1%	0(2) 75.1%	6(8) 89.1%			80%	
	東北 (340万世帯)	0(0) 0%	0(0) 0%	0(0) 0%	1(1) 19.8%	7(8) 60.1%			60%	
	北海道 (242万世帯)	0(0) 0%	0(0) 0%	0(0) 0%	1(1) 47.9%	5(6) 72.4%			70%	
全国 (5195万世帯)	5(5)	12(17)	3(20)	3(23)	39(62)					
<p>※ 表以外に高速道路のサービスエリア・パーキングエリアに3W以下の特定基地局を設置(全国で133局)。</p>										
<p>【次頁あり】</p>										

## ■本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項(開設指針別表第二第一項第一号)

審査項目	記載事項の概要	審査概要・考え方	審査結果																																				
第三項第一号から第三号までの要件を満たし、広範な地域において本開設指針の対象とする特定基地局により行われる放送の受信を可能とするための合理的かつ具体的な当該特定基地局の整備計画を有していること。 (開設指針別表第二第一項第一号(-))	<p>② 放送対象地域に含まれる都府県毎の世帯カバー率</p> <p>( 放送対象地域に含まれる都府県ごとの世帯カバー率については、2018年度末までに全て50%以上の数値が記載されている。 )</p> <p>③ 放送対象地域毎の駅カバー率(2018年末)</p> <table border="1" data-bbox="399 462 1104 768"> <thead> <tr> <th>放送対象地域</th> <th>カバー率</th> <th>認定から5年以内に求めるカバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td>72.5%(296/410駅)</td> <td rowspan="7">50%</td> </tr> <tr> <td>中国・四国</td> <td>52.7%(272/516駅)</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>76.5%(765/972駅)</td> </tr> <tr> <td>東海・北陸</td> <td>70.9%(515/722駅)</td> </tr> <tr> <td>関東・甲信越</td> <td>68.2%(1150/1741駅)</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>52.7%(202/385駅)</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>50.4%(125/248駅)</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 放送対象地域毎のサービスエリア・パーキングエリアカバー率(2018年末)</p> <table border="1" data-bbox="399 858 1104 1163"> <thead> <tr> <th>放送対象地域</th> <th>カバー率</th> <th>認定から5年以内に求めるカバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td>90.6%(77/85施設)</td> <td rowspan="7">50%</td> </tr> <tr> <td>中国・四国</td> <td>52.2%(72/138施設)</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>57.7%(41/71施設)</td> </tr> <tr> <td>東海・北陸</td> <td>74.4%(99/133施設)</td> </tr> <tr> <td>関東・甲信越</td> <td>81.7%(150/184施設)</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>80.4%(90/112施設)</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>80.5%(33/43施設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・2015年度に、九州縦貫/横断、四国縦貫/横断、山陽            ・2016年度に、東名、第二東名、名神            ・2017-18年度に、北海道縦貫/横断、東北縦貫/横断、北陸、関越、常磐、北関東、中央</p>	放送対象地域	カバー率	認定から5年以内に求めるカバー率	九州・沖縄	72.5%(296/410駅)	50%	中国・四国	52.7%(272/516駅)	近畿	76.5%(765/972駅)	東海・北陸	70.9%(515/722駅)	関東・甲信越	68.2%(1150/1741駅)	東北	52.7%(202/385駅)	北海道	50.4%(125/248駅)	放送対象地域	カバー率	認定から5年以内に求めるカバー率	九州・沖縄	90.6%(77/85施設)	50%	中国・四国	52.2%(72/138施設)	近畿	57.7%(41/71施設)	東海・北陸	74.4%(99/133施設)	関東・甲信越	81.7%(150/184施設)	東北	80.4%(90/112施設)	北海道	80.5%(33/43施設)	(前項)	適
放送対象地域	カバー率	認定から5年以内に求めるカバー率																																					
九州・沖縄	72.5%(296/410駅)	50%																																					
中国・四国	52.7%(272/516駅)																																						
近畿	76.5%(765/972駅)																																						
東海・北陸	70.9%(515/722駅)																																						
関東・甲信越	68.2%(1150/1741駅)																																						
東北	52.7%(202/385駅)																																						
北海道	50.4%(125/248駅)																																						
放送対象地域	カバー率	認定から5年以内に求めるカバー率																																					
九州・沖縄	90.6%(77/85施設)	50%																																					
中国・四国	52.2%(72/138施設)																																						
近畿	57.7%(41/71施設)																																						
東海・北陸	74.4%(99/133施設)																																						
関東・甲信越	81.7%(150/184施設)																																						
東北	80.4%(90/112施設)																																						
北海道	80.5%(33/43施設)																																						



## ■ 受信設備の普及に関する事項(開設指針別表第二第一項第二号)

審査項目	記載事項の概要	審査概要・考え方	審査結果
<p>当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を第二項第二号に規定する区域において住民に普及させるための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第一項第二号)</p>	<p><b>1 受信設備の開発環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間標準化団体((一社)電波産業会)において、2014年中には標準規格及び運用規定を策定予定。</li> </ul> <p><b>2 取組の実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マルチメディアビジネスフォーラムを設立し(2006年)、昨年度には120社以上の企業に参加して頂き、WGが多数進められている。ビジネスモデル、動作する端末を試作。実証実験を繰り返してきている。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【次頁あり】</p>	<p>申請者は、以下の計画を有することから、<u>受信端末を普及させるための合理的かつ具体的な計画を有している</u>と認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に試作機の開発、実証実験等を実施するとともに、関係事業者と受信端末の製品化・発売に向けて協議を行っており、順次、製品化・発売を見込んでいる。</li> <li>また、チューナーを内蔵していないスマートフォンやタブレットであっても、V-Low受信アプリと併せて利用することで視聴可能となるWi-Fiチューナーを、親会社のBIC(株)が、100万台無償配布することとしている。</li> <li>そして、普及予測(2018年度末までにスマホ等合計1122万台)を立てるとともに、普及のため、各地域でFM放送事業者と連動したV-Lowマルチメディア放送の認知度を上げる施策等を進めることとしている。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">適</p>



## ■ 受信設備の普及に関する事項(開設指針別表第二第一項第二号)

審査項目	記載事項の概要	審査概要・考え方	審査結果										
<p>当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を第二項第二号に規定する区域において住民に普及させるための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第一項第二号)</p>	<p><b>3 今後の計画</b></p> <p>①普及予測</p> <table border="1" data-bbox="493 301 1027 472"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018年までの累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スマートフォン</td> <td>983</td> </tr> <tr> <td>Wi-Fiチューナー等</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>カーナビ</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,122(万台)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②製品化、発売等の見込み等 従前より、各種受信端末の製品化・発売について、関係事業者と協議を実施。 (チューナー内蔵型スマートフォン・タブレット) ・ 2015年度から一部国内メーカー製が発売される見込み。 (Wi-Fiチューナー) ・ 親会社のBIC(株)により、認定後7年間で100万台(5年間で約50万台)を無償配布する。 ・ 2015年度から市販品も発売される見込み。 (車載器) ・ 2016年度から市販品、ディーラーオプション機が製品化・発売される見込み。 (その他) ・ 安全安心端末が2014年9月頃製品化・発売される見込み。 ・ その他デジタルサイネージ等での受信対応製品を開発済。</p> <p>③普及に向けた取り組み ・ JFNグループ(FM東京他、系列の38局で構成)の各FM放送と連動して、V-Lowマルチメディア放送の認知度を上げ、端末を普及させるための施策を進めていく。 ・ 2015年度にチューナー内蔵型スマートフォンの発売に合わせてコンテンツやプロモーション企画を進めていく。 ・ 安全安心端末については、V-Low放送開始を待たずすぐに使用することができ、自治体などでの利用のためプロジェクトを推進。</p>		2018年までの累計	スマートフォン	983	Wi-Fiチューナー等	69	カーナビ	70	合計	1,122(万台)	<p>(前項)</p>	<p>適</p>
	2018年までの累計												
スマートフォン	983												
Wi-Fiチューナー等	69												
カーナビ	70												
合計	1,122(万台)												

## ■開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項(開設指針別表第二第一項第四号)

審査項目	記載事項の概要	審査概要・考え方	審査結果																								
<p>当該特定基地局の運用による放送局設備供給役務を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していること。(開設指針別表第二第一項第四号(二))</p>	<p>1 事業開始予定時期・特定基地局の設備投資額(2018年度まで)</p> <table border="0"> <tr> <td>・九州・沖縄</td> <td>2014年 11/19</td> <td>(32億円)</td> </tr> <tr> <td>・近畿</td> <td>2015年 1/17</td> <td>(13億円)</td> </tr> <tr> <td>・関東・甲信越</td> <td>3/11</td> <td>(29億円)</td> </tr> <tr> <td>・中国・四国</td> <td>4/1(※)</td> <td>(37億円)</td> </tr> <tr> <td>・東海・北陸</td> <td>11/1</td> <td>(25億円)</td> </tr> <tr> <td>・北海道</td> <td>2017年 4/1</td> <td>(13億円)</td> </tr> <tr> <td>・東北</td> <td>4/1</td> <td>(26億円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(計 174億円)</td> </tr> </table> <p>※ 当該地域のサービスエリア・パーキングエリアから先にサービスを開始し、本格的なサービス開始は2017年4月からを予定。</p> <p>2 資本金 40億円(現在100万円。認定後増資予定)</p> <p>3 資金調達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は、資金調達について、持株会社BIC(株)からの出資による調達(40億円)と借入による調達(76億円)を計画。</li> <li>当該資金等に充てるために、持株会社BIC(株)は、出資(51.1億円)による調達、借入による調達(80億円)を計画。(既に48.1億円の出資金を調達済み)</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【次頁あり】</b></p>	・九州・沖縄	2014年 11/19	(32億円)	・近畿	2015年 1/17	(13億円)	・関東・甲信越	3/11	(29億円)	・中国・四国	4/1(※)	(37億円)	・東海・北陸	11/1	(25億円)	・北海道	2017年 4/1	(13億円)	・東北	4/1	(26億円)			(計 174億円)	<p>申請者の資金計画は、各地域において、資金ショートすることなく事業を開始し運営していく計画となっており、<u>放送局設備供給役務を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有している</u>と認められる。</p> <p>※ 設備投資の額は、メーカーからの見積り等を根拠に算出した単価等で見積もられており、見積書が添付されている。</p> <p>外部資金(出資金、借入金)の調達及び収益により、一定期間(認定から、事業開始後5年間)、いずれの地域も資金不足とならない計画となっている。</p> <p>※ 営業損益について、一部の地域は赤字であるが、他の地域の黒字により、全体として黒字を見込んでいる。</p> <p>※ 外部資金については、持株会社からの調達を予定。持株会社は当該資金等に充てるため、増資及び借入れを予定しているが、これらの資金については、全て根拠文書(株式引受申込書、融資検討表明書)が添付されている。</p>	<p style="text-align: center;">適</p>
・九州・沖縄	2014年 11/19	(32億円)																									
・近畿	2015年 1/17	(13億円)																									
・関東・甲信越	3/11	(29億円)																									
・中国・四国	4/1(※)	(37億円)																									
・東海・北陸	11/1	(25億円)																									
・北海道	2017年 4/1	(13億円)																									
・東北	4/1	(26億円)																									
		(計 174億円)																									

## ■開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項(開設指針別表第二第一項第四号)

審査項目	記載事項の概要	審査概要・考え方	審査結果																																																															
<p>当該特定基地局の運用による放送局設備供給役務を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していること。(開設指針別表第二第一項第四号(二))</p>	<p>4 収支見込み</p> <table border="1" data-bbox="362 307 1326 692"> <thead> <tr> <th>年度 科目</th> <th>2014 年度</th> <th>2015 年度</th> <th>2016 年度</th> <th>2017 年度</th> <th>2018 年度</th> <th>2019 年度</th> <th>2020 年度</th> <th>2021 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収入</td> <td>307</td> <td>3,765</td> <td>5,049</td> <td>5,746</td> <td>6,184</td> <td>11,520</td> <td>11,520</td> <td>11,520</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>-539</td> <td>1,193</td> <td>1,623</td> <td>896</td> <td>1,136</td> <td>4,298</td> <td>4,182</td> <td>4,015</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>-515</td> <td>1,165</td> <td>1,601</td> <td>874</td> <td>1,114</td> <td>4,176</td> <td>4,100</td> <td>3,974</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>-515</td> <td>933</td> <td>1,031</td> <td>562</td> <td>717</td> <td>2,688</td> <td>2,639</td> <td>2,558</td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td>-515</td> <td>418</td> <td>1,449</td> <td>2,011</td> <td>2,728</td> <td>5,416</td> <td>8,055</td> <td>10,613</td> </tr> <tr> <td>現金同等物等</td> <td>491</td> <td>201</td> <td>843</td> <td>499</td> <td>1,743</td> <td>804</td> <td>1,715</td> <td>2,311</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(単位:100万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域の営業損益は、北海道、東北、中国・四国は、審査対象期間(業務開始後5年間)を通して赤字。その他の地域は、一定期間後に黒字。</li> <li>・ なお、地域を問わず、2018年度(認定後5年間)までは6セグ、2019年度からは9セグを前提とした数値。</li> <li>・ 申請会社全体として、最終損益は、事業開始2年目に単年度黒字、累積損失を解消。</li> </ul>	年度 科目	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	営業収入	307	3,765	5,049	5,746	6,184	11,520	11,520	11,520	営業利益	-539	1,193	1,623	896	1,136	4,298	4,182	4,015	経常利益	-515	1,165	1,601	874	1,114	4,176	4,100	3,974	当期純利益	-515	933	1,031	562	717	2,688	2,639	2,558	利益剰余金	-515	418	1,449	2,011	2,728	5,416	8,055	10,613	現金同等物等	491	201	843	499	1,743	804	1,715	2,311	<p>(前項)</p>	<p>適</p>
年度 科目	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度																																																										
営業収入	307	3,765	5,049	5,746	6,184	11,520	11,520	11,520																																																										
営業利益	-539	1,193	1,623	896	1,136	4,298	4,182	4,015																																																										
経常利益	-515	1,165	1,601	874	1,114	4,176	4,100	3,974																																																										
当期純利益	-515	933	1,031	562	717	2,688	2,639	2,558																																																										
利益剰余金	-515	418	1,449	2,011	2,728	5,416	8,055	10,613																																																										
現金同等物等	491	201	843	499	1,743	804	1,715	2,311																																																										

## ■混信等の防止(開設指針別表第二第二項)

審査項目	記載事項の概要	審査概要・考え方	審査結果
<p>既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)若しくは電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備(以下「既設の無線局等」という。)の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していること。(別表第二第二項第一号)</p> <p>既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること。(別表第二第二項第二号)</p>	<p>(1) 航空無線への干渉回避対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・V-Lowマルチメディア放送の周波数帯に隣接する航空無線航行システム(ILS:航空機誘導システム等)に対して、帯域外領域におけるスプリアス発射による干渉等が発生する可能性があることから、共用条件を検討。</li> <li>・各基幹放送局の近くに空港がある場合は、離隔距離に応じて、スプリアス発射のレベルを一定程度抑える必要があり、その所要の減衰量を算出。</li> <li>・その結果に基づき、V-Lowマルチメディア放送の送信設備に所要の減衰量を確保するためのバンドパスフィルタを導入し、干渉回避対策を講ずる。</li> <li>・さらに、航空無線航行システムの実機を用いた室内実験を行い、また、最初に開局予定の福岡地区において、試験電波発射時から空港周辺での測定を行い、十分にマージンがあることを確認した上で増力し、本放送を実施する。</li> <li>・V-Lowマルチメディア放送の置局にあたっては、地域ごとの状況を踏まえて近隣の航空無線システムを十分調査し、関係機関と調整した上で、必要な箇所にはバンドパスフィルタを導入し、混信が起これない環境を構築した上で運用。</li> </ul> <p>(2) FM放送への混信対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・V-Lowマルチメディア放送の送信点の近隣では、感度抑圧による混信が発生する可能性があることから、シミュレーション等を実施し、実聴確認を行いながら混信対策を実施。</li> <li>・V-Lowマルチメディア放送とFM放送の相互変調により、強電界地域において、混信が発生する可能性があり、受信障害対策については、中波放送のFM補完中継局等を開設する者とともに、以下のような対応を実施。</li> </ul> <p>① シミュレーションにより障害発生想定エリアを特定し、当該エリアの世帯に障害発生の可能性について周知を行い、コールセンターの電話番号等を周知。</p> <p>② コールセンターによる受信指導等で問題が解決しなかった場合、訪問により、アンテナ方向の振り替え、対策済み受信機の配布等の対策を実施。</p>	<p>申請者は、以下のとおり既設の無線局等への混信等を防止するための措置を適切に実施する計画を有していること等から、<u>混信その他の妨害を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空無線航行システムについては、地域ごとの状況を踏まえて混信等を防止するための措置の内容を関係者と調整し、混信が起これない環境を構築した上で運用するとしており、適当である。</li> <li>・抑圧混信、相互変調によるFM放送の受信に対する障害について、障害発生想定エリアのシミュレーション等を実施しつつ、後者については中波放送のFM補完中継局等を開設する者と協力して、防止又は解消を図るための措置を実施するとしており、適当である。</li> </ul>	適

## 認定の条件(案)

V-lowマルチメディア放送は、地上放送のデジタル化で生み出された周波数を活用する、国民の関心の高い、全く新しい放送サービスであり、このたびの開設計画の認定にあたり、その確実な実施を求めるため、認定に以下の条件を付す。(※ 開設計画の実施に当たって、特に重要な事項を為念的に確認し、行政指導を行うもの)

- ①特定基地局の置局を着実に進めるとともに、マルチメディア放送の特性を生かした多彩なサービスの実現と受信端末の普及に取り組むこと。
- ②開設計画に沿って、順次、認定基幹放送事業者が立ち上がることにより、全国的に安定した収益基盤を確立すること。なお、収益見通し等の資金計画に変化が生じた場合には、必要な収益確保等のため、推進体制等を迅速かつ適確に見直すこと。
- ③できるだけ早期に全てのセグメント(9セグメント)を用いた認定基幹放送事業者の放送サービスが提供されるよう取り組むこと。
- ④放送法第120条を踏まえ、資本関係の有無に関わらず認定基幹放送事業者の公平な取扱いを徹底すること。
- ⑤既設の無線局等への混信等を防止するための措置を適切に実施すること。特に、航空無線航行システムについては、地域ごとの状況を踏まえて混信等を防止するための措置の内容を関係者と調整し、その了解を得た上で、基幹放送局の免許申請を行うこと。
- ⑥テレビジョン放送(ブースター、有線電気通信設備を用いて受信するものを含む。)及び超短波放送の受信に対する障害を防止し、又は解消を図るための措置を適切に実施すること。また、相互変調等による超短波放送の受信に対する障害については、中波放送のFM補完中継局等を開設する者と協力して、防止又は解消を図るための措置を適切に実施すること。
- ⑦毎年度の四半期ごと及び総務大臣から求めを受けた場合に、開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出すること。

# 今後のスケジュール(想定)

平成26年

	6月	7月	～	10月	11月～
ハード	6/25 開設計画認定(案) 電監審諮問	九州・沖縄ブロック 親局予備免許(案) 電監審諮問			※ 平成26年度中に、近畿ブロック、関東・甲信越 ブロックについて、申請受付予定。  ●九州・沖縄ブロック(福岡) からサービス開始
ソフト		九州・沖縄ブロック ソフト事業認定 申請受付	→ 審査	九州・沖縄ブロック ソフト事業認定(案) 電監審諮問	